

平成 28 年度京田辺市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会（第 1 回）議事録

（1）第 3 期京田辺市障害者基本計画の平成 27 年度実績報告について

【委 員】資料 2 の第 2 章◎ 3-（1）「いきいき健診」について、これは障害福祉課が行っているのか。

（事務局）健康推進課が実施している。計画では、60 ページにおいて、各種健診の充実として載せている。

【委 員】障害者福祉を名目としているなら、運動機能障害がないか、精神障害がないかなど健診項目が変わってくると思う。いきいき健診は、病気がないかというものではないか。

（事務局）いきいき健診は、妊婦・乳幼児の方で異常の早期発見、また療育などに繋げていくというところで、障害の施策に載せている。この健診自体は、習慣病予防のための健診で、若い世代、30 歳代の方でも受けいただける健診である。

【委 員】そういう内容であれば、障害者福祉に挙げる健診ではないのでは。

（事務局）障害福祉を直接ターゲットとした健診ではないが、対象を 3 世代に広げるというなかでは、障害者の方も含めて、より広い層が健診を受ける機会を確保するという意味では、障害者の若い世代の方も対象としているため、載せている。

【委 員】資料 2 の第 4 章において、避難所について挙げられているが、市の方で、4 つの市内特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を結んでいる。事業者の方からは、日常の準備態勢をどうしたらよいかという意見があがっている。具体的なイメージを持って、関係する機関と会議を進めていくことが大事と考える。

（事務局）まずは、福祉避難所を設置する基盤を作らなければならないというところで、協定を結んだ。ようやく基盤を整え、体制を設けたところで、一つずつ何が必要か詰めているところ。不安解消できるよう進めていきたい。

【委 員】何故不安に思うのかというところも、突き詰めていけば解消できると思う。マニュアル作りを施設側と一緒にやってぜひ進めてほしい。

（事務局）今回欠席されている委員から、防災について別紙のとおりご意見があったので、報告する。

【委員長】春の熊本地震の関係で、熊本の現地を見てきた。被災地の意見を聴いてみると、モノ・コト・ヒトが重要で、運営のあり方、そこを支える人、そのバランスのいい組織を作り上げていく、また、平素から意識していくことが大事のことだった。

（2）第 4 期京田辺市障害福祉計画の平成 27 年度実績報告について

【委 員】資料 4 【1. 障害福祉サービス】の（5）放課後等デイサービスとは、障害児

支援として行っているのか。障害児を集めているのか。

(事務局) 放課後等デイサービスは、国の障害福祉サービスで、就学中の児童に対して、長期休暇中や放課後等に、生活向上のための訓練などを継続的に提供していくもの。

【委員】放課後に、両親が共働きのため子供を預かるというようなサービスではないということか。

(事務局) はい。

【委員】相談支援事業所について、3か所あるとのことだが、場所はどこか。ふらっとと、さんさん山城は知っているが。

(事務局) ういるは城陽市にある。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する京田辺市職員対応要領（案）について

【委員】職員対応要領ということで、職員がどう対応するかということだと思うが、ソフト面だけでなく、ハード面はどうか。例えば、中央公民館はエレベーターがないが、そういった辺りはどうしていくのか。

(事務局) 今まで職員向け研修を年1回行ってきたが、この面を強化していかなければならないと考えている。この対応要領は1月1日施行予定としており、施行した際は改めて研修を行い、まず障害について知って貰う。ご意見いただいたハード面については、ご本人と調整して、どのように配慮していくか。できるできないの範囲もある。障害者差別解消法の第7条で、過重でない範囲で対応するようにともあるので、相談者とその都度話をしながら、対応出来る範囲を検討していく。

【委員】負担が過重にならない程度ということで、それはどの程度なのか意見が分かれるところと思う。ハード面は箱物だけではなく、例えば、窓口対応の職員の数も必要になってくると思う。現場で対応する職員の心構えなども重要とは思うが、そういったことも必要ではないか。京田辺市としては、そういう部分も含めた、全体的な対応指針が必要になるのではないか。

(事務局) この法律の趣旨としては、行政は、合理的配慮の提供が義務であるが、一律に、対応するための人員を増やしたり、設備を整えるといったことが趣旨ではない。あくまでも、負担にならない範囲でするとなっているが、それぞれ障害のある方の申し出に対して、個別に状況が違う中で、その方にどういった対応がふさわしいか十分に意思疎通を図りながら対応すべきという法律である。そのため、市としては、一律に方針をつくるということではなく、対応の際に気をつけることとして対応要領を設けた。

【委員長】適切な対応、ヒューマンエラーの部分をどうするかということが課題になってくると思われる。先ほども申し上げたように、モノ・コト・ヒトといったことがあるが、ヒトの面では、行政ももちろんだが、市民一人一人に浸透できるような、

啓発・周知を行うことも必要と思う。

後2年ほどで、障害福祉のあり方が変わってくる。そういったことも視野にいれて、考えていかなければならないのかもしれない。

【委員】そもそも、差別解消法という名前が根本的にズレていると思っている。

この前、自分の事業所の利用者から、住民票を取得しようとしたところ、用紙が変わっていてわからないとの連絡があった。窓口に聞くように伝えたが、結局言い出せなかつた。この要領では、「申し出があつたら」とあるが、言い出せない人の方が多い。ちょっと声かけしてもらえたうと思った。

【委員長】受ける側の便宜を向上させようという動きだが、制度と個人の間や制度と制度の隙間であつたり、人の対応といったことについて、受け取りやすいようにどう対応していくかが重要なのではないか。モノ・コト・ヒトが上手く融和していくことが大事と思う。

【委員】平成30年には、大きく制度が変わってくる。今年の8月頃に通知があったはず。次回は、そのことも折り込んで話をしてはどうかと思う。

【委員長】事務局は、資料持っているか。

(事務局)今日は準備していない。

【委員長】資料としてあれば、また次回、話に盛り込んでいければいいのではないか。

(4) その他意見

【委員】数値の確認だが、資料5の7ページ①日中一時支援事業について、計画値が15で、実績が18なので、83.3%は間違いではないか。

【委員長】訂正を。

【委員】資料2第1章の課題4-(2)において、法人後見支援事業に関する課題を整理し、情報収集及び実施に向けた取組とあるが、これはどういう意味か。何を実施するのか。

(事務局)計画104ページの上部になるが、法人後見制度について、平成29年度に、近隣の市町の動向を見て、法人で後見事業をお願いする予定である。

(事務局)法人後見は、現在、個人の弁護士や親族が行っているが、法人でも行うということである。

【委員】法人でしてもらえるところを、市で探すということか。

(事務局)実施に向けて、取り組んでいく必要があるとのことで、課題に挙げている。